

(毎月勤労統計調査)

審査メモ

毎月勤労統計調査について、厚生労働省は、以下に掲げる変更を計画している。

1 東京都への調査の移管に伴う調査系統の変更

- ・ 東京都の常用労働者数500人以上規模の事業所のうち、令和元年6月から国が直轄で調査していた事業所について、令和4年1月から東京都が調査を実施

2 特別調査の公表の期日の変更

- ・ 特別調査の公表の期日を1か月繰り下げ、調査実施翌年1月末に変更

3 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更

- ・ 地方調査における「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」を厚生労働省において永年保存することに変更

4 調査計画の記載の詳細化

- ① 報告者数、報告者の選定方法、調査事項、調査方法等について、実態に合わせて、より詳細に調査計画に記載する変更
- ② 報告義務者、立入検査等の対象を新たに調査計画に明記する変更

1 東京都への調査の移管に伴う調査系統の変更

(変更点)

- ・ 東京都の常用労働者数500人以上規模の事業所のうち、令和元年6月から国が直轄で調査していた事業所について、令和4年1月から東京都が調査を実施

(審査状況)

ア 全国調査の対象事業所のうち、常用労働者500人以上の大規模事業所は全数を調査し、都道府県経由の郵送・オンライン調査により実施する計画であったところ、東京都の事業所では抽出調査を行っていた。

これを受けて、令和元年6月分調査から、東京都の500人以上規模の事業所のうち、調査対象から除外していた約750事業所を対象に、厚生労働省の直轄による郵送・オンライン調査を実施しているが、令和4年1月分調査から、東京都において全数調査を行うこととするため、表1のとおり、調査系統のうち、「厚生労働省－報告者」を削除するものである。

表1 調査の移管に伴う調査系統の変更内容

現行計画	変更案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所 厚生労働省－都道府県－報告者 	<ul style="list-style-type: none"> ① 全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所 配布： 厚生労働省－都道府県－報告者 収集： 〔郵送〕報告者－都道府県－厚生労働省

現行計画	変更案
<p>※調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。</p> <p><u>厚生労働省</u> - 報告者</p>	<p>[オンライン] 報告者 - 厚生労働省</p> <p>※ 第二種事業所の調査実施のために設置した調査員が、第一種事業所の報告者に対し、督促を行うことがある。</p> <p>※ <u>令和4年1月分調査までは、厚生労働省から報告者に調査票を配布し、報告者が厚生労働省に直接郵送により報告を行う場合がある。</u></p>

イ 厚生労働省による500人以上規模の事業所の調査は、令和3年12月分で終了するが、経過措置を令和4年1月分調査までとしている。これは、全数調査の対象である500人以上規模の事業所が、500人未満になった場合は、通常、第一種事業所の部分入替えの時期に調査を終了するが、第一種事業所の調査期間は3年1か月であり、令和4年1月分までは調査を継続するため、事業所規模が500人未満になった事業所の調査は厚生労働省が行う場合があるためである。

ウ これについては、東京都の500人以上規模の全数調査を可及的速やかに履行するために採られた措置を解除し、本来の調査システムに戻すものであり、東京都との調整も済んでいることから、おおむね適当であると考ええる。

ただし、以下の点を確認する必要がある。

(論点)

- a 厚生労働省が直轄で実施していた調査の東京都への移管について、調査システムの変更後も報告者の協力を継続的に得ることが重要となるが、これまで厚生労働省において蓄積してきた調査対象事業所の特性等の情報提供など、業務の引継ぎ等をどのように行うのか。

2 特別調査の公表の期日の変更

(変更点)

- ・ 特別調査の公表の期日を1か月繰り下げ、調査実施翌年1月末に変更

(審査状況)

ア 本件申請では、表2のとおり、調査結果の公表の期日を変更することとしている。

表2 特別調査の公表の期日の変更

現行計画	変更案
調査を実施した <u>年内</u> に公表する。	調査を実施した <u>翌年1月末までに</u> 公表する。

イ 特別調査は、毎年8月1日から9月10日まで調査を実施し、年内に公表することとしている。

しかしながら、12月上旬に取りまとめる調査対象事業所名簿と調査票に不整合がある場合には、12月中旬に再集計が発生することがあるため、正確な統計を確実に公表・提供できるように公表の期日を調査実施翌年の1月末に約1か月繰り下げるものである。

ウ これについては、調査票の回収から審査・集計に至るまでの業務の実施状況を踏まえ、利活用に支障のない範囲で公表期日を繰り下げるものであることから、やむを得ないものとする。

ただし、以下の点を確認する必要がある。

(論点)

- a 特別調査の公表期日の繰下げの期間は適切か。
- b 繰下げによる利活用上の支障はないか。

3 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更

(変更点)

- ① 地方調査における「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」を厚生労働省において永年保存することに変更
- ② 記入済み調査票の保存期間を3年から1年に変更し、保存責任者を、全国調査及び特別調査の記入済み調査票については統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長併任）、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体については政策統括官付参事官（企画調整担当）に変更

(審査状況)

ア 本件申請では、表3のとおり、調査票情報の保存期間及び保存責任者を変更することとしている。

表3 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更内容

現行計画				変更案			
厚生労働大臣及び都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票等を次の表の区分により保存する。				厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）及び統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長併任）並びに都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票等を次の表の区分により保存する。			
調査名	書類名	保存期間	保存責任者	調査名	書類名	保存期間	保存責任者
全国調査及び特別調査	記入済み調査票	3年	厚生労働大臣	全国調査及び特別調査	記入済み調査票	調査を実施した年の翌年1月1日から1年	厚生労働省統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長併任）
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年		調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）	
地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3年	都道府県知事	地方調査	記入済み調査票	調査を実施した年の翌年1月1日から1年	都道府県知事
				調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）	

イ 地方調査における「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」の保存期間及び保存責任者の変更は、厚生労働省において永年保存することとするものである。

ウ また、厚生労働省の他の月次の基幹統計調査と平仄を合わせて、記入済み調査票

の保存期間を1年に変更し、保存責任者を、全国調査及び特別調査の記入済み調査票については統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長併任）、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体については政策統括官付参事官（企画調整担当）に変更するものである。

エ このうち、イについては、「諮問第97号の答申 毎月勤労統計調査の変更について」（平成29年1月27日付け統計委第2号）の今後の課題において、「調査票情報の長期保存を可能とするため、地方調査に係る調査票情報の保存体制（保存責任者及び保存期間）について、厚生労働省は、早急に都道府県と調整を行う必要がある。」とされたこと、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。平成31年4月19日最終改正）により、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体は、原則として、期限の定めなく保存し続けるとされていることを踏まえた変更であり、おおむね適当であると考ええる。

また、ウについては、厚生労働省の他の月次の基幹統計調査と平仄を合わせるためであるとしており、おおむね適当であると考ええる。

ただし、以下の点を確認する必要がある。

（論点）

- a 各都道府県において、地方調査の「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」の現在の保存状況はどのようになっているか。
- b 今後、地方調査における「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」の厚生労働省での保存はどのように行っていくのか。
- c 厚生労働省の他の月次の基幹統計調査において、記入済み調査票の保存期間や保存責任者はどのように定められているのか。（これらの基幹統計調査と平仄が図られているか。）

4 調査計画の記載の詳細化

1～3のほか、別紙のとおり、実態に合わせて調査計画上の記載を詳細化するなどの変更を予定している。いずれも形式的な変更であり、適当であるとする。

5 基本計画、過去の答申における今後の課題への対応状況

(1) 基本計画への対応状況

基本計画における毎月勤労統計調査に関する検討課題は、表4のとおりとなっている。

表4 基本計画「別表今後5年間に講ずる具体的施策」（抜粋）

項目	具体的方策	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	① 毎月勤労統計について、令和4年(2022年)1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取組を推進する。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮するとともに、継続標本による参考指標を平成30年度(2018年度)以降も継続して公表する。	厚生労働省	令和4年(2022年)1月までに実施
	② 毎月勤労統計について、本調査の母集団を事業所母集団データベースの年次フレームに変更するに当たって、標本抽出方法や復元方法を検討する。	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備	③ 労働力調査及び毎月勤労統計調査について、両調査の調査方法や調査事項の相違点を整理した上で、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を両調査のウェブサイト等において明確にするとともに、利用者の利便性向上に向け、両統計の活用資する有用性の高い情報の提供等に関して具体的な方策を検討し、情報提供の充実に努める。	総務省、厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。

(注) 下線の番号は事務局が付した。

(審査状況)

ア ①への対応状況を確認したところ、厚生労働省は、令和4年(2022年)1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、現在移行期間中であるとしており、また、入替え方法を変更したことについての説明資料をホームページに掲載するとともに、継続標本による参考指標も公表を続けている。

また、厚生労働省は、更なる精度向上に向けて、厚生労働統計の整備に関する検討会の下にワーキンググループを立ち上げ、今後検討を行う予定であるとしている。

これらについては、一定程度対応が進んでいるが、引き続き対応を注視する必要があると考える。

イ ②の対応状況を確認したところ、厚生労働省は、平成 30 年（2018 年）からローテーション・サンプリングを導入しており、現在移行期間中である。これに伴い、毎月勤労統計調査の母集団として事業所母集団データベースを用い、毎年最新の母集団を用いるようにしており、また、抽出率逆数を用いた復元処理を行っている。

また、厚生労働省は、令和元年 6 月調査から、東京都の 500 人以上規模の事業所の全数調査を実施するとともに、復元に必要なデータ等が存在しないため再集計を行うことができなかった平成 16 年から 23 年までの結果について「時系列比較のための推計値」を作成して公表した。

これらについては、一定程度対応が進んでいるが、引き続き対応を注視する必要があると考える。

ウ ③の対応状況を確認したところ、厚生労働省は、平成 30 年度（2018 年度）に毎月勤労統計調査のウェブサイトにおいて、毎月勤労統計調査と労働力調査の調査方法や調査事項の相違点、就業者・常用労働者などの用語の定義の対応関係を整理し掲載した。また、両調査の労働時間の算出方法や比較を行う際の留意点を掲載しており、適切に対応されていると考える。

(2) 過去の答申における今後の課題への対応状況

毎月勤労統計調査に係る過去の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

○ 諮問第 141 号の答申（令和 2 年 7 月 10 日付統計委第 12 号）

- ① 厚生労働省は、本年度の特別調査に代わり、常用労働者 5 人未満の事業所を対象に代替調査を実施し、令和 3 年 5 月上旬に公表される令和 3 年 1 月から 3 月までの Q E の雇用者報酬の推計に活用できるよう、令和 3 年 4 月末までに集計結果を公表すること。
その際、厚生労働省は、令和元年調査の回答情報等を有効に活用して回収率の低下に伴い懸念される精度悪化に対応するための補助情報を併せて作成し、調査結果を活用する者に提供すること
- ② 代替調査を従前の特別調査と比較し、どのような課題や影響があったかを調査実施後に分析するとともに、当該分析結果を踏まえ、行政記録情報やその他の情報の活用も含め、危機に強い特別調査の在り方について検討を行うこと。
- ③ 常用労働者 5 人以上 30 人未満の事業所に対してこれまで実施してきた調査員及びオンラインによる調査方法に加え、郵送方式を併用する変更がどの程度統計に影響を与えたかを調査実施後に分析すること。

○ 諮問第 124 号の答申（平成 31 年 1 月 30 日付統計委第 5 号）

- ① 「毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見」において具体的措置が求められている事項のうち、「2）調査計画に記載された 33,200 事業所を対象とする調査を履行すること」について、速やかに実施すること。
- ② 全数調査の実施に際しては、調査対象事業所に対し丁寧に説明を行うこと。
- ③ 本件については、案件の重要性に鑑み、今後の進捗に関して適時適切に本委員会に報告すること。

○ 諮問第 97 号の答申（平成 29 年 1 月 27 日付統計委第 2 号）

調査票情報の長期保存を可能とするため、地方調査に係る調査票情報の保存体制（保存責任者及び保存期間）について、厚生労働省は、早急に都道府県と調整を行う必要がある。

(審査状況)

ア 諮問第 141 号の答申における今後の課題への対応状況について、以下のとおり、確認した。

- ・ ①について、厚生労働省は、令和 2 年は特別調査の代替調査として「小規模事業所勤労統計調査」を実施し、令和 3 年 4 月 28 日に集計結果を公表している。公表に当たっては、小規模事業所勤労統計調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所に限定して令和元年特別調査を集計することで、回収率の低下等に伴う両調査の回収率の格差等の影響を可能な限り除去した比較情報を提供している。
- ・ ②について、厚生労働省は、小規模事業所勤労統計調査においては、回収率の低下等の課題は見られたが、郵送・オンライン調査でも一定の結果が得られること

を確認できたとしており、令和3年特別調査から、災害等により調査員調査の実施が困難な場合に限定して、郵送調査又はオンライン調査を実施可能とするよう改正している。

- ・ ③について、厚生労働省は、常用労働者5人以上30人未満規模の事業所について、調査員調査の実施が困難な場合の郵送調査を導入してからおおむね1年が経過することから、今後、各都道府県の郵送調査の実施状況を確認し、分析を行うとしており、引き続き状況を注視する必要があると考える。

イ 諮問第124号の答申における今後の課題への対応状況について、以下のとおり、確認した。

- ・ ①について、厚生労働省は、令和3年1月と令和4年1月の部分入替え実施時に、段階的に調査対象事業所を増加させ、令和4年1月以降は調査計画どおりとなる見込みであり、一定程度対応が進んでいるが、引き続き対応を注視する必要があると考える。
- ・ ②について、厚生労働省は、令和元年6月から東京都の500人以上規模の事業所に対する全数調査を実施するに当たって、追加で調査対象となる事業所に対しては必要な説明を行ったとしており、適切に対応されていると考える。
- ・ ③について、厚生労働省は、上記の実施状況等について、適時統計委員会に報告しており、適切に対応されていると考える。

ウ 諮問第97号の答申における今後の課題への対応状況については、前記6に係る審議の中で確認することとしたい。

エ 前記のとおり、過去の答申での今後の課題については、おおむね適切に対応されているか、引き続き、注視すべき状況にあると考えるが、以下の点について確認することとしたい。

(論点)

- a 令和元年特別調査と小規模事業所勤労統計調査について、回収率はどのようになっているか。回収率の向上に向けた取組はどのようになっているか。
- b 小規模事業所勤労統計調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所に限定した集計結果についてはどのようになっているか、また、どのように利用者に情報提供されているか。

以上

審査メモ「4 調査計画の記載の詳細化」の内容

1 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

(変更点)

- ① 母集団情報の更新に伴い、報告者数や母集団の大きさを変更
- ② 全国調査及び地方調査において、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「第一種事業所」という。）及び常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「第二種事業所」という。）の内訳を記載
- ③ 特別調査において、調査対象として選定する前提となる調査区数を明記

表1 報告者数の変更内容

現行計画	変更案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国調査 約33,200事業所（母集団の大きさ 約180万事業所） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 全国調査 約 33,000 事業所（母集団の大きさ 約 200万事業所） ・ 常用労働者を常時 30 人以上雇用する事業所（以下「第一種事業所」という。） 約 15,000 事業所 ・ 常用労働者を常時 5 人以上 30 人未満雇用する事業所（以下「第二種事業所」という。） 約 18,000 事業所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方調査 約43,500事業所（母集団の大きさ 約180万事業所） 	<ul style="list-style-type: none"> ② 地方調査 約 43,000 事業所（母集団の大きさ 約 200万事業所） ・ 第一種事業所 約 25,000 事業所 ・ 第二種事業所 約 18,000 事業所 ※ 全国調査の報告者は、地方調査の報告者でもあり、両者の報告者数の差が、地方調査のみの報告者数である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別調査 約25,000事業所（母集団の大きさ 約220万事業所） 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 特別調査 約 22,000 事業所（見込み）※（母集団の大きさ 約 210 万事業所） ※ 調査対象とする約 2,200 調査区における常用労働者を 5 人未満雇用する全ての事業所 <p>(注) 母集団の大きさは、いずれも事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）に基づく数値である。</p>

(2) 報告者の選定の方法

(変更点)

- 報告者の選定の方法の記載を実態に合わせて変更

表2 報告者の選定の方法の変更内容

現行計画	変更案
<p>・ <u>全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「第一種事業所」という。）</u> 事業所母集団データベースの年次フレームによる名簿を抽出名簿として、事業所を産業・規模別に無作為に抽出する層化無作為一段抽出</p> <p>調査期間は3年1か月とする。毎年1月分調査で、全体の3分の1ずつ入れ替える。ただし、入替月は入替え前の事業所も併せて調査する。</p> <p>なお、<u>平成30年1月分及び平成31年1月分調査は、調査対象事業所を一度に入れ替える旧方式からの切り替えに伴い、経過措置として、全体の半数を入れ替える。</u> ※ただし、<u>規模が500人以上の事業所については、全数調査とする。</u></p> <p>・ <u>全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「第二種事業所」という。）</u> 経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、さらに、抽出した調査区内において、5～29人規模事業所の名簿を作成し、事業所を産業別に無作為に抽出する層化無作為二段抽出</p> <p>調査期間は1年6か月とする。毎年1月分調査と7月分調査で、全体の3分の1ずつ、調査区を含めて入れ替える。</p> <p>・ <u>特別調査</u> 経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、抽出した調査区内において、常用労働者を5人未満雇用する全事業所を抽出する集落抽出</p>	<p>① <u>第一種事業所</u></p> <p><u>調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレームによる名簿に、厚生労働省及び都道府県が把握した事業所情報を反映したものを母集団情報として、事業所を都道府県・産業・規模別に無作為に抽出する層化無作為一段抽出</u> 調査期間は3年1か月とする。毎年1月分調査で、全体の3分の1ずつ入れ替える。ただし、入替月は入替え前の事業所も併せて調査する。</p> <p><u>このうち、規模が500人以上の事業所については、全数調査とする。</u></p> <p>② <u>第二種事業所</u></p> <p>経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を都道府県・層別に無作為に抽出し、さらに、抽出した調査区内において、厚生労働省及び都道府県が5～29人規模事業所の名簿を作成し、事業所を産業別に無作為に抽出する層化無作為二段抽出</p> <p>調査期間は1年6か月とする。毎年1月分調査と7月分調査で、全体の3分の1ずつ、調査区を含めて入れ替える。</p> <p>③ <u>特別調査</u> 経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を都道府県・層別に無作為に抽出し、抽出した調査区内において、厚生労働省及び都道府県が5人未満規模事業所の名簿を作成し、常用労働者を5人未満雇用する全事業所を抽出する集落抽出</p>

(3) 報告義務者の明記

(変更点)

・ 報告義務者を明記

(変更理由)

表3 報告義務者の明記

現行計画	変更案
(記載なし)	<p><u>調査事業所の事業主</u> <u>ただし、事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業所の事業主に代わる者が報告を行うものとする。</u> <u>また、事業主以外の者が報告を求める事項の管理をしている場合には、当該管理をしている者が事業主に代わって報告を行うことができることとする。</u></p>

2 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(変更点)

・ 報告を求める事項の記載を調査票の項目と合わせるほか、パートタイム労働者に関する事項を1つの項目にまとめて記載
--

表4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間の記載の変更

項目	現行計画	変更案
5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項	<p>・ 全国調査及び地方調査 イ～ハ (略) ニ <u>性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額</u> ホ (略) ヘ パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額 ト (略) [集計しない事項の有無] 無□ 有■ (略)</p>	<p>① 全国調査及び地方調査 イ～ハ (略) ニ <u>常用労働者に係る性別労働者数、異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額</u> ホ (略) ヘ <u>パートタイム労働者に係る労働者数、異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額</u> ト (略) [集計しない事項の有無] 無□ 有■ (略)</p>

項目	現行計画	変更案
	<p>・ 特別調査</p> <p>イ 事業所名 ロ～ホ (略)</p> <p>へ 常用労働者ごとの次に掲げる事項</p> <p>a 氏名及び性</p> <p>b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別</p> <p>c 年齢及び勤続年数</p> <p>d 出勤日数及び1日の実労働時間数</p> <p>e きまって支給する現金給与額</p> <p>f 特別に支払われた現金給与額</p> <p>[集計しない事項の有無] 無<input type="checkbox"/> 有<input checked="" type="checkbox"/></p> <p>「事業所名」、「調査期間」及び常用労働者ごとの「氏名」は、調査票の審査に用いるものであり、集計は行わない。</p>	<p>② 特別調査</p> <p>イ 事業所名及び電話番号 ロ～ホ (略)</p> <p>へ 常用労働者ごとの次に掲げる事項</p> <p>a 氏名又は符号</p> <p>b 性</p> <p>c 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別</p> <p>d 年齢及び勤続年数</p> <p>e 出勤日数及び1日の実労働時間数</p> <p>f きまって支給する現金給与額</p> <p>g 特別に支払われた現金給与額</p> <p>[集計しない事項の有無] 無<input type="checkbox"/> 有<input checked="" type="checkbox"/></p> <p>「事業所名及び電話番号」、「調査期間」及び常用労働者ごとの「氏名又は符号」は、調査票の審査に用いるものであり、集計は行わない。</p>
(2) 基準となる期日又は期間	<p>・ 全国調査及び地方調査 (略)</p> <p>・ 特別調査</p> <p>毎年、7月31日現在(給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在)について行う。ただし、(1)のへfに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から調査を実施する年の7月31日までの期間を対象とする。</p>	<p>① 全国調査及び地方調査 (略)</p> <p>② 特別調査</p> <p>毎年、7月31日現在(給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在)について行う。ただし、(1)②へgに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から調査を実施する年の7月31日までの期間を対象とする。</p>

3 報告を求めるために用いる方法

(変更点)

- ・ 報告を求めるために用いる方法を、実態に合わせて詳細に明記

表5 報告を求めるために用いる方法の変更内容

現行計画	変更案
<p>・ 全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所 厚生労働省 — 都道府県 — 報告者</p>	<p>① 全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所 配布： 厚生労働省 — 都道府県 — 報告者</p>

現行計画	変更案
<p>※<u>調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。</u></p> <p><u>厚生労働省 － 報告者</u></p> <p>・<u>全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所</u> <u>厚生労働省 － 都道府県 － 調査員 － 報告者</u></p> <p>・<u>特別調査</u> <u>厚生労働省 － 都道府県 － 調査員 － 報告者</u></p>	<p><u>収集：</u> <u>〔郵送〕 報告者 － 都道府県 － 厚生労働省</u> <u>〔オンライン〕 報告者 － 厚生労働省</u></p> <p>※ <u>第二種事業所の調査実施のために設置した調査員が、第一種事業所の報告者に対し、督促を行うことがある。</u></p> <p>※ <u>令和4年1月分調査までは、厚生労働省から報告者に調査票を配布し、報告者が厚生労働省に直接郵送により報告を行う場合がある。</u></p> <p>② <u>全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所</u> <u>配布：</u> <u>厚生労働省 － 都道府県 － 調査員 － 報告者</u> <u>収集：</u> <u>〔調査員〕 報告者 － 調査員 － 都道府県 － 厚生労働省</u> <u>〔オンライン〕 報告者 － 厚生労働省</u></p> <p>③ <u>特別調査</u> <u>配布：</u> <u>厚生労働省 － 都道府県 － 調査員 － 報告者</u> <u>収集：</u> <u>報告者 － 調査員 － 都道府県 － 厚生労働省</u></p>
<p>〔調査方法の概要〕</p> <p>・<u>全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所については、郵送調査又はオンライン調査</u></p> <p>・<u>全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所については、調査員調査又はオンライン調査</u></p>	<p>〔調査方法の概要〕</p> <p>① <u>全国調査及び地方調査</u> イ <u>全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所</u> <u>都道府県から、報告者に対して郵送により調査票を配布する。</u> <u>報告者は、郵送により都道府県に調査票を提出するか、又は、政府統計共同利用システムを利用して厚生労働省に回答する。</u> ※ <u>報告者がオンラインにより回答している場合は、調査票の配布を省略する場合がある。</u></p> <p>ロ <u>全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所</u> <u>次のいずれかの方法により調査を行う。</u> ・<u>調査員が配布する調査票に報告者が記入して調査員に提出する。</u></p>

現行計画	変更案
<p>ただし、災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、次のいずれか又は両方の方法をとることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県から報告者に郵送による調査票の配布 報告者から都道府県に郵送による調査票の回収 <p>・ <u>特別調査については、調査員調査</u></p> <p>ただし、災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、次のいずれか又は両方の方法をとることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県から報告者に郵送による調査票の配布 報告者から都道府県に郵送、又はオンラインによる調査票の回収 	<ul style="list-style-type: none"> 調査員が報告者から聞き取り記入する方法により調査票を作成する。 報告者が政府統計共同利用システムを利用して厚生労働省に回答する。 <p>※ <u>調査員が報告者から聞き取り記入する場合又は報告者がオンラインにより回答している場合は、調査票の配布を省略する場合がある。</u></p> <p>ただし、<u>報告者の要望若しくは事情等</u>がある場合又は災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、次のいずれか又は両方の方法をとることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県から報告者に郵送による調査票の配布 報告者から都道府県に郵送による調査票の回収 <p>② <u>特別調査</u> 次のいずれかの方法により調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査員が配布する調査票に報告者が記入して調査員に提出する。 調査員が報告者から聞き取り記入する方法により調査票を作成する。 <p>※ <u>調査員が報告者から聞き取り記入する場合は、調査票の配布を省略する場合がある。</u></p> <p>ただし、<u>報告者の要望若しくは事情等</u>がある場合又は災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、次のいずれか又は両方の方法をとることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県から報告者に郵送による調査票の配布 報告者から都道府県に郵送、又はオンラインによる調査票の回収

4 報告を求める期間及び集計事項 (変更点)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 報告を求める期間の経過措置を削除 ② 集計事項のうち、地方調査を都道府県が集計していることを明記 |
|---|

表6 報告を求める期間及び集計事項の記載の変更

項目	現行計画	変更案
----	------	-----

7 報告を求める期間 (1) 調査の周期	<ul style="list-style-type: none"> ・全国調査及び地方調査 毎月 ・特別調査 1年 <u>ただし、令和2年における調査は、実施しない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国調査及び地方調査 毎月 ・特別調査 1年
8 集計事項	<ul style="list-style-type: none"> ・全国調査 次の事項について全国集計を行う。 イ～ハ (略) ・地方調査 次の事項について<u>都道府県別</u>に集計を行う。 イ、ロ (略) ・特別調査 (略) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 全国調査 次の事項について全国集計を行う。 イ～ハ (略) ② 地方調査 次の事項について<u>都道府県</u>が集計を行う。 イ、ロ (略) ③ 特別調査 (略)

5 調査結果の公表の方法及び期日 (変更点)

- ・ 調査結果の公表の方法及び期日を、実態に合わせて詳細に明記

表7 調査結果の公表の方法及び期日の変更

現行計画	変更案
<ul style="list-style-type: none"> ・全国調査 <u>毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月10日までに公表し、その他の集計事項については、集計完了次第公表する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 全国調査 <ul style="list-style-type: none"> イ <u>毎月集計する事項（8①イに掲げる事項）</u> 毎月、速報集計時点までに提出された調査票に基づき、調査月の翌々月10日までに主要なものを速報として公表する。 また、その後、確報の集計時点までに提出された調査票を加えて再集計を行い、翌月分の速報の公表前又は公表と同時に確報を公表する。 ロ <u>賞与に関する事項（8①ロに掲げる事項）</u> 夏季賞与については9月分確報公表までに、年末賞与については翌年2月分確報公表までそれぞれ公表する。 ハ <u>給与階級に関する事項（8①ハに掲げる事項）</u> 毎年、10月分確報公表までに公表する。 ② 地方調査 都道府県において、毎月、調査月の翌々月
<ul style="list-style-type: none"> ・地方調査 毎月集計する事項のうち、主要なものは 	

調査月の翌々月中に公表し、その他の集計事項は、集計完了次第公表する。	中に集計結果を公表する。 ただし、速報と確報の2回に分けて公表する場合は、調査月の翌々月中に主要なものを速報として公表し、その後、翌月分の速報の公表前又は公表と同時に確報を公表する。
------------------------------------	--

7 立入検査等の対象とすることができる事項の明記
(変更点)

- | |
|--------------------------|
| ・ 立入検査等の対象とすることができる事項を明記 |
|--------------------------|

表8 立入検査等の対象とすることができる事項の明記

現行計画	変更案
(記載なし)	「5(1)報告を求める事項」に掲げる事項(集計しない事項を除く。)

以上